

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

資料番号	59	担当課	薬務衛生課		
法令名	興行場法	根拠条項	6	不利益処 分の種類	営業許可取消、営業停止
○興行場法（昭和23年法律第137号） 〔営業の許可の取消又は停止〕 第六条 都道府県知事は、興行場の構造設備が第二条第二項の規定に基づく条例で定める基準に適合しなくなつたとき、又は営業者が第三条第一項の規定に違反したときは、第二条第一項の許可を取り消し、又は期間を定めて営業の停止を命ずることができる。					
＜第二条の規定＞ 〔営業の許可〕 第二条 業として興行場を經營しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。 2 都道府県知事は、興行場の設置の場所又はその構造設備が都道府県の条例で定める公衆衛生上必要な基準に適合しないと認めるときは、前項の許可を与えないことができる。ただし、この場合においては、都道府県知事は、理由を付した書面をもつて、その旨を通知しなければならない。					
○興行場の構造設備の基準等に関する条例（昭和59年愛媛県条例第20号） （興行場全般の構造設備の基準） 第4条 興行場全般の構造設備の基準は、次のとおりとする。 (1) 興行場には、ねずみ、昆虫等の侵入を防止するため、外部に開放されている窓、給気口、排気口等に金網等を設けること。 (2) 興行場は、清掃及び排水が容易に行える構造であること。 (3) 興行場のうち、入場者が興行を見、又は聞くために利用する場所（以下「観覧室」という。）は、舞台等興行に直接関係する場所を除き、ロビー、食堂、便所及び売店等とは、隔壁等により区画すること。 (4) 観覧室、ロビー、食堂等には、入場者の利用に応ずる便所を設けること。 (5) 食堂、売店及び食品販売設備は、便所の付近その他の不潔な場所に設けてはならないこと。ただし、便所の付近であつても、当該便所が次室を設けた水洗便所であつて公衆衛生上支障を来さない場合は、この限りでない。 (6) 興行場内（以下「場内」という。）には、各階の観覧室、廊下等に温度計及び湿度計を入場者に見えるよう適当な位置に設けること。 (7) 天井は、興行目的に応じ十分な高さを有していること。 (8) 入場者の用に供する座布団等を備える場合には、清潔で衛生的に保管できる設備を適当な場所に設けること。 (9) 興行場には、適当な数の清掃用具及び必要に応じ散水用具を備えるとともに、当該清掃用具等を清潔で衛生的に保管できる専用の設備を適当な場所に設けること。 (10) 場内には、不浸透性材料で作られ、かつ、汚液（汚水を含む。以下同じ。）、ごみ等が飛散流出しない構造の適当な数のごみ箱を置くこと。 (11) 興行場には、必要に応じ、ごみを置く集積場を適当な場所に設けること。 (12) 観覧室に土足で入る構造設備の興行場にあつては、場内への入口に靴等に付着する泥土を除去するための敷物等を置くこと。 （観覧室の構造設備の基準） 第5条 観覧室の構造設備の基準は、次のとおりとする。 (1) 観覧室は、入場者が、容易に移動、着席及び出入りができることのほか、入場者の衛生及び観覧に支障					

を来さないよう清掃及び消毒が容易に行える構造設備であつて、十分な広さ及び高さを有し、かつ、適当な数及び広さの出入口並びに適当な数及び広さの観覧席（入場者が興行を見、又は聞くためのいす席、座席及び立見席をいう。以下同じ。）を備えること。

(2) 映画館、演劇場、音楽ホール、演芸場その他劇場形態の興行場にあつては、次の構造設備であること。
ア 平場（階上に観覧席がない場合の観覧室前方の平らな床面の部分をいう。）にあつては床面から天井まで少なくとも3.5メートル以上の高さがあり、階上又は階下の場所にあつては床面から天井まで少なくとも2.1メートル以上の高さがあること。

イ 舞台は、観覧室と適切に区画すること。

ウ 階上の観覧室の前端には、階下に不潔な物等が落ちないように金網等を設けること。

(照明設備の基準)

第6条 照明設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 特に定める場合を除き、入場者の衛生及び興行に支障を来さないよう、床面から80センチメートルの高さのすべてのところで照度100ルクス以上になるよう適当な照度機能を有する照明設備を設けること。ただし、窓等から採光する構造の場合であつて、自然光線で所要の照度を十分に達成できるときは、この限りでない。

(2) 観覧室、ロビー、休憩室、廊下、階段、便所及びその他の入場者が利用する場所並びに電気室及び機械室には、床面において150ルクス以上の照度を満たす機能を有する照明設備を設けること。

(3) 観覧室、ロビー、休憩室、廊下、階段、出入口、非常口、便所及びその他の入場者が利用する場所には、床面において10ルクス以上の照度を満たす機能を有する電源の異なる補助照明設備を設けること。

(4) 映画の映写等のため観覧室の消灯を行う場合にあつては、電圧昇降器等による漸減式照明方法ができる照明設備を設けること。

(5) 観覧室には、映写中、演劇中等の場合であつても、床面のすべてのところにおいて常に0.2ルクス以上の照度を満たす機能を有する照明設備を設けること。

(6) 出入口、売店及び入場券売場には、床面から80センチメートルの高さのすべてのところにおいて200ルクス以上の照度を満たす機能を有する照明設備を設けること。ただし、入場券売場にあつては、局部照明を併用しても差し支えない。

(牛角力(すもう)場の構造設備の基準の特例)

第7条 牛角力(すもう)場の構造設備の基準は、前3条に規定するもののほか、次のとおりとする。

(1) 土俵は、直径10.91メートル以上の円形とすること。

(2) 土俵は、さくをもつて囲み、観覧席と区画すること。

(3) さくのくいは、末口の直径9センチメートルから15センチメートルまで、長さ2.73メートル以上の松丸太その他堅ろうな材料を用い、これを地上1.82メートル以上の高さ、地下0.91メートル以上の深さ及び0.91メートルから1.21メートルまでの間隔で打ち、直径9センチメートル以上の丸竹で横ぬきを0.61メートルごとに取り付けること。

(4) 牛の出入口は、2箇所以上設けること。

(5) 観覧席と牛つなぎ場所を区画すること。

(6) 観覧席に通ずる通路と牛の通路を区別すること。

<第三条の規定>

[興行場について講ずべき措置]

第三条 営業者は、興行場について、換気、照明、防湿及び清潔その他入場者の衛生に必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置の基準については、都道府県が条例で、これを定める。

○興行場の構造設備の基準等に関する条例（昭和59年愛媛県条例第20号）

(興行場の周囲の管理)

第9条 興行場の周囲は、必要に応じ補修を行い、毎日清掃し、公衆衛生上支障を来さないようにしなければならない。

(興行場全般の管理)

第10条 興行場全般は、次に定めるところにより管理しなければならない。

(1) 興行場及びその設備は、必要に応じ補修を行い、特に定める場合を除き、毎日清掃し、公衆衛生上支障を来さないようにすること。

(2) 興行場におけるねずみ、昆虫等を駆除するため定期的に巡回点検及び駆除作業を実施することとし、当該駆除作業の実施記録は、2年以上保存すること。

(3) 場内は、定期的に消毒を行うこととし、当該消毒の実施記録は、2年以上保存すること。

(4) 壁及び天井は、常に清潔に保つこと。

(5) 設備及び器具は、特に定める場合を除き、定期的に保守点検を行い、常に適正に使用できるよう整備すること。

(6) 食堂、売店及び食品販売設備は、常に清潔で衛生的に保つこと。

(7) 温度計及び湿度計は、入場者が常に容易に見えるよう適正に管理すること。

(8) 清掃用具その他の用具類は、専用の場所に保管し、当該場所は、適切に清掃を行い、常に清潔に保つこと。

(9) 入場者の用に供する座布団等は、常に清潔で衛生的に保つとともに、その保管場所は、適切に清掃を行い、常に清潔で衛生的に保つこと。

(10) ごみその他の廃棄物は、適切に搬出し、場内に放置しないこと。また、ごみ箱は、廃棄物、汚液、汚臭等が飛散流出しないよう管理するとともに、適切に清掃を行い、常に清潔に保つこと。

(11) 便所は、次に定めるところにより適切に管理すること。

ア 臭気を著しく発散させないこと。

イ 毎日清掃し、常に清潔に保つこと。

ウ 定期的に殺虫及び消毒を実施すること。

(機械換気設備及び空気調和設備の管理)

第11条 機械換気設備及び空気調和設備は、次に定めるところにより管理しなければならない。

(1) 定期的に保守点検し、故障、破損等がある場合は、速やかに補修し、常に機能を設計どおりに保持し、かつ、使用できるよう整備すること。

(2) 適切に清掃し、常に清潔で衛生的に保つこと。

(照明設備の管理)

第12条 照明設備は、次に定めるところにより管理しなければならない。

(1) 定期的に保守点検し、照度不足、故障等が生じた場合は、速やかに取り替え、又は補修すること。

(2) 場内の照度は、照明設備の機能どおりに保持し、照明設備は、その機能に低下を来さないよう適切に清掃し、常に清潔に保つこと。

(3) 照度は、定期的に測定すること。

(衛生管理の措置状況等の掲示)

第13条 環境衛生サービスとして次に掲げる衛生管理の措置状況及び営業許可証を場内の入場者の見やすい場所に掲示しなければならない。

(1) ねずみ、昆虫等の駆除及び場内の消毒の実施年月日及び実施方法

(2) 場内の空気環境の測定年月日及び測定結果

(入場者に対する措置)

第14条 入場者の衛生を保持するため、次に定めるところにより、必要な案内を行うとともに、所要の注意事項については、場内の適当な場所に掲示しなければならない。

(1) 所定の喫煙場所以外での喫煙を禁止すること。

(2) 喫煙場所以外で喫煙している者に対しては、これを制止し、適切に案内すること。

(3) 禁煙場所である旨の表示は、場内の適当な場所に掲示し、入場者が常に容易に見えるよう適正に管理すること。

(4) ごみその他場内を不潔にするおそれのある物は、ごみ箱以外のところに投棄してはならない旨の表示を適切な場所に掲示し、入場者が常に容易に見えるよう適正に管理すること。

(5) 案内又は掲示の表示は、日本語のほか、必要に応じ英語その他の外国語により行うこと。

(入場者の事故等に関する措置)

第15条 入場者の事故等に対処するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 救急医療品及び衛生材料を適切に備えておくこと。

(2) 必要に応じ、医療機関等に通報し、その指示を受ける等入場者の救護について迅速かつ適切に対応できる体制を確立しておくこと。

(3) 入場者に事故等が発生した場合は、その状況を的確に把握し、迅速かつ適切に措置すること。

(従業者に係る衛生管理)

第16条 従業者に係る衛生管理については、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 衣服は、常に清潔に保つこと。
- (2) 伝染のおそれのある疾病にかかっている者又はその疑いがある者は、医師の診断により公衆衛生上支障を来さないと認める場合を除き、業務に従事させないこと。

(衛生責任者の設置)

第17条 興行場又はその部門ごとに、その従業者のうちから公衆衛生に関する責任者（以下「衛生責任者」という。）を定めておかななければならない。

- 2 衛生責任者は、営業者の指示に従い、衛生管理に当たるものとする。
- 3 営業者及び衛生責任者は、興行場の管理が衛生的に行われるよう従業者の衛生教育に努めなければならない。